

事務連絡  
平成22年9月10日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第342号）が公布され、平成22年10月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成22年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成22年10月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表II区分049を次のように改める。

049 白血球吸着用材料

(1) 一般用

B00204901

(2) 低体重者・小児用

B00204902

- 2 別表Ⅱ区分079の(2)中「頭蓋骨用以外」を「人工関節固定用」に改め、同区分に次のように加える。  
(3) 脊椎用 B00207903
- 3 別表Ⅱ区分086の(1)を次のように改める。  
(1) リードセット  
① 4極 B0020860101  
② 16極以上 B0020860102
- 4 別表Ⅱ区分087に次のように加える。  
(5) 疼痛除去用 (16極以上用) 充電式 B00208705
- 5 別表Ⅱ区分126の(3)を次のように改める。  
(3) ベントカテーテル  
① シングルルーメン B0021260301  
② ダブルルーメン B0021260302
- 6 別表Ⅱ区分133の(9)に次のように加える。  
(4) 脳血栓除去用 B0021330904
- 7 別表Ⅱ区分133に次のように加える。  
(16) 狹窄部貫通用カテーテル B00213316
- 8 別表Ⅱに次のように加える。  
163 膀胱尿管逆流症治療用注入材 B002163

(参考)  
(傍線の部分は改正部分)

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について  
現 行

(別表) 改 正 後

機能区分		機能区分コード	機能区分コード
049	白血球吸着用材料	049	B002 : 049
(1)	一般用	B002 : 049_01	
(2)	低体重者・小兒用	B002 : 049_02	
079	管セメント	079	
(1)	頭蓋骨用		B002 : 079_01
(2)	人工開節固定用		B002 : 079_02
(3)	脊椎用		
086	脊髓刺激装置用リード	086	
(1)	リードセシート		B002 : 086_01
(2)	4極		
(2)	16極以上		
(2)	アダプター		B002 : 086_02
087	埋込型脳・脊髄電気刺激装置	087	
(1)	疼痛除去用（4極用）		B002 : 087_01
(2)	疼痛除去用（8極用）		B002 : 087_02
(3)	振動用（4極用）		B002 : 087_03
(4)	疼痛除去用（16極以上用）		B002 : 087_04
(5)	疼痛除去用（16極以上用）充電式		B002 : 087_05
126	体外循環用カニューレ	126	
(1)	送脱血カニューレ		(1) 送脱血カニューレ
(1)	シングル標準		B002 : 126_01
(2)	シングル強化		B002 : 126_02
(3)	2段標準		B002 : 126_03
(1)	2段強化		B002 : 126_04
(2)	心筋保護用カニューレ		(2) 心筋保護用カニューレ
(1)	ルート		① ルート
(2)	コロナリー		② コロナリー
(3)	レトロ		③ レトロ
(3)	ベントカテーテル		(3) ベントカテーテル
(1)	シングルルーメン		
(2)	ダブルルーメン		
(4)	経皮的挿入用カニューレ		(4) 経皮的挿入用カニューレ
133	血管内手術用カテーテル	133	
(9)	血栓除去用カテーテル		(9) 血栓除去用カテーテル
(1)	バルーン付き		① バルーン付き
(2)	一般型		ア 一般型
(3)	極細型		イ 極細型
(4)	ダブルルーメン		ウ ダブルルーメン
(2)	残存血栓除去用		② 残存血栓除去用
(3)	経皮的血栓除去用		③ 経皮的血栓除去用
(5)	脛血栓除去用		
(16)	狭窄部対応用カテーテル		(16) 狹窄部対応用カテーテル
163	膀胱尿道逆流症治療用注入材	163	B002 : 163

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード